

空き家の所有者には「管理責任」があります

人が住まなくなつたままの空き家は、急激に傷み、近隣の方たちの迷惑と不安の住み家となります



雨漏り

壁や屋根材の飛散

建物の傷み・損壊

放火いたずら

不審者の侵入

伸び放題の庭木や雑草

放置ゴミ

鳥・動物の棲みつき

蜂シロアリ

空き家についてのお悩みごとなどは

お気軽に **NPO法人空き家サポートおおいた** にご相談ください

事務局：大分市大字津留 1911 番地 19 大分縁不動産内 TEL：097-578-8782 info@akiya-oita.com

相談無料

大分中央ブロック拠点

大分市・別府市・由布市

大分縁(えん)不動産株式会社内

大分市大字津留1911番地19

TEL:097-578-8782

県南・豊肥ブロック拠点

佐伯市・臼杵市・津久見市  
竹田市・豊後大野市

アートオブライフ一級建築士事務所内

豊後大野市三重町秋葉1351

TEL:0974-22-8222

県北・日田ブロック拠点

中津市・日田市・豊後高田市・杵築市・宇佐市・  
国東市・姫島村・日出町・九重町・玖珠町

株式会社丸高建設内

宇佐市安心院町飯田111-1

TEL:0978-44-0057

ホームページはこちら





# 「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行(平成27年)により 空き家を放置すると最大50万円の過料が科されます

この特別措置法で、特定空き家に指定されると、土地にかかる固定資産税の優遇措置が適用されなくなり、改善勧告や命令を受けることとなります。これに応じない場合、最大50万円の過料が科されることとなります。

また、改善が見られない場合、所有者に代わって行政が強制的に解体等の「行政代執行」が行われ、その費用は全額所有者に請求されます。



#01

倒壊等、著しく保全上危険となるおそれのある状態

#02

著しく、衛生上有害となるおそれのある状態

#03

適正な管理が行われなにより、著しく景観を損なっている状態

#04

周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

空き家の  
実態調査

特定空き家  
指定

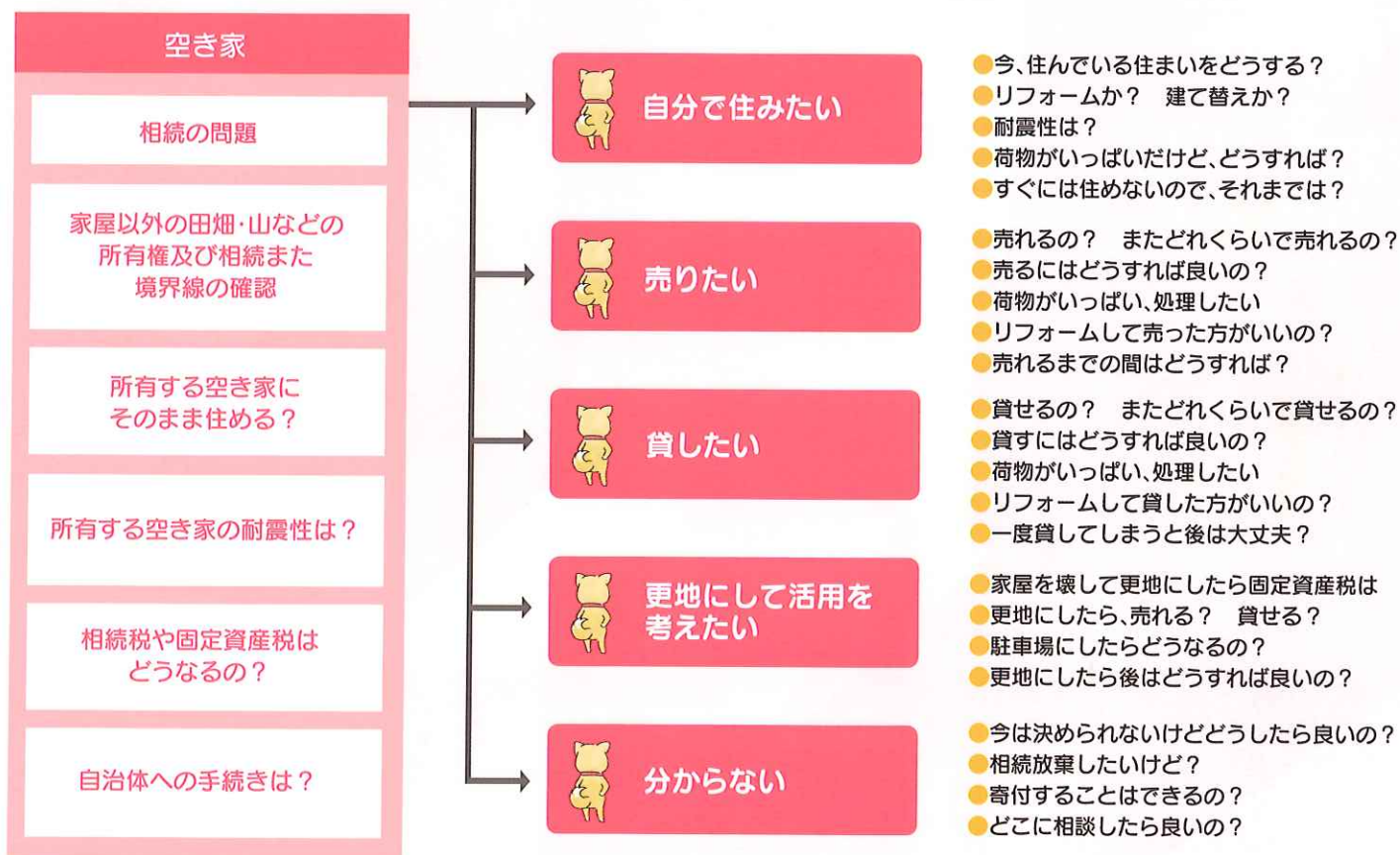
助言・指導

勧告

命令

行政代執行

## 空き家の利活用に向けての悩みもいろいろです。



「利活用の方法が決まらないから」と、ずっと空き家をそのままにはできません。

それぞれの事情をお聞きしながら、アドバイスしますのでお気軽にご相談ください。



# 私たちが 住むための空き家を マッチングチームが 探してくれます



あなたのご希望を詳しくお聞かせください  
空き家情報を探してお知らせします

専門家チームが移住のためのサポートもしながら進めます

移住希望者と空き家情報を探してつなぐ

おおいた空き家マッチング  
TEAM

事業主体:大分県  
業務委託:NPO法人空き家サポートおおいた  
<https://akiya-oita.com/matching>

利用  
無料





「大分県内の空き家を探している移住希望者」と  
「希望に合った空き家と所有者」を探してつなぐ

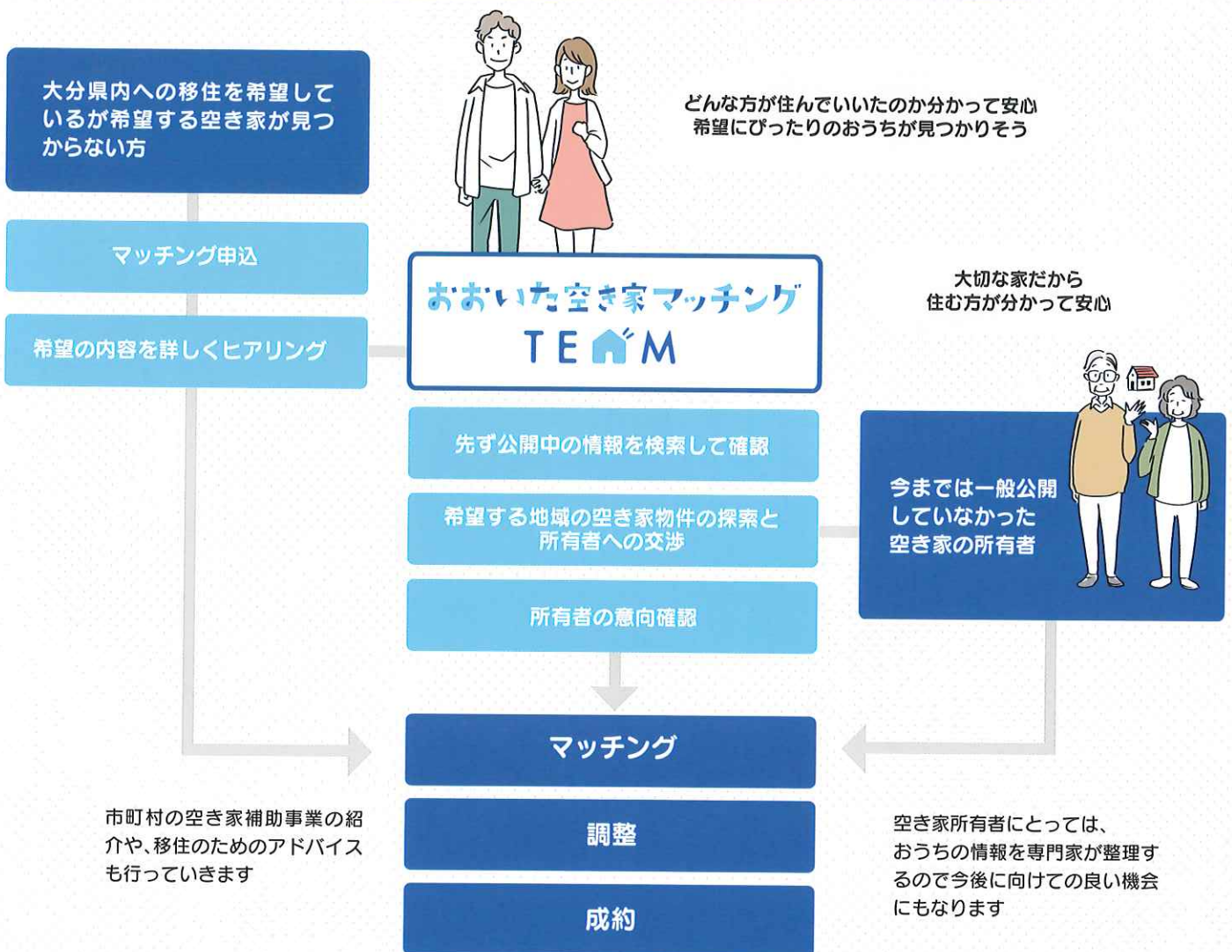
# 空き家マッチングチーム



大分県内への移住を希望して空き家情報を探しているけど、希望する物件が見つからないという方のための「空き家マッチングチーム」です。希望をお聞きして、NPO法人空き家サポートおおいた、宅建士や建築士などの専門家をはじめとするチームが空き家物件を探索してご紹介していきます。



## 【空き家マッチングチーム制度の流れ】



詳しくは下記のホームページをご覧ください

<https://akiya-oita.com>

事業主体

大分県

業務委託

NPO法人空き家サポートおおいた

事務局：大分市大字津留 1911 番地 19 大分縁不動産内 TEL：097-578-8782